

外来・在宅物価対応料に関する院内掲示

いつも当院をご利用いただき、ありがとうございます。
昨今の急激な物価高騰（光熱水費・医療用資材など）に伴い、厚生労働省による診療報酬の改定が行われ、全国一律で「外来・在宅物価対応料」が新設されました。

当院におきましても、患者様へ安心・安全な医療を継続して提供するため、令和8年度より下記の点数を追加算定させていただきます。

1. 算定点数

- ・ 初診時：2点
- ・ 再診時：2点

2. 対象となる方

当院で外来診療（初診・再診）を受けられるすべての患者様。

3. 改定の背景

医療機関の運営に必要な電気・ガス代や、診察・治療で使用する医療材料（医薬品、注射器、ガーゼ、衛生用品など）の価格高騰に対応し、医療の質を維持するための国（厚生労働省）の措置となります。

何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

院長